政令第三百九十三号

都市公園法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「六月」を「一年」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年一月十五日から施行する。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
内閣総理大臣　安倍　晋三

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十四号

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十九年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成三十年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十五号

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第七十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　当分の間、特定学校法人等以外の学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者（第一号又は第二号に掲げる者であって、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定が適用されない者を除く。）をいう。以下同じ。）については、同法第十四条の規定にかかわらず、私立学校教職員共済制度の加入者（以下「加入者」という。）としない。

一　その一週間の所定労働時間が同一の学校法人等に使用される通常の労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同条に規定する短時間労働者をいう。同号において同じ。）

二　その一月間の所定労働日数が同一の学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2　特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該学校法人等が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者（加入者及び七十歳以上の教職員等（私立学校教職員共済法第四十一条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者をいう。第四項第一号において同じ。）をいう。以下同じ。）の四分の三以上で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又はロに掲げる同意

イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

3　前項ただし書の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（加入者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

4　特定学校法人等（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する学校法人等を含む。）以外の学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者（加入者、七十歳以上の教職員等及び特定四分の三未満短時間労働者をいう。次号において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又はロに掲げる同意

イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

5　前項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての私立学校教職員共済法第十五条の規定の適用については、同条中「その教職員等となった」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）附則第三条第四項の申出が受理された」とする。

6　第四項の申出をした学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該学校法人等が特定学校法人等に該当する場合は、この限りでない。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意